

＜坂下中学校区＞
学校統合に向けた意見交換会 次第

日 時 令和 8 年 9 月 27 日（日）
午前 10 時から正午まで

場 所 坂下中学校 体育館

- 1 開会
- 2 市からの説明
- 3 質疑応答
- 4 その他
- 5 閉会



市ホームページ

これまでの意見交換会や坂下中学校区の
学校づくりを考える懇談会の会議録な
ど、学校統合に向けた取組を掲載してい
ます。

目 次

I	小中学校の適正規模等の考え方	1
II	坂下中学校区でのこれまでの取組	2
III	児童生徒数推計	3
IV	坂下中学校区における基本方針	5
V	坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会	8
	・ 小中一貫教育制度	9
	・ 通学バス	11
	・ 検討状況	13
VI	本市の考え方	15
	参考資料	18
	・ 坂下中学校区 学校の設置場所（案）比較表	18

I 小中学校の適正規模等の考え方

1 学校規模の区分

過小規模	全学年でクラス替えができない規模
小規模	クラス替えができない学年がある規模
やや小規模	(中学校のみの区分) 小規模だが、全学年でクラス替えができる規模

(1) 小学校における学校規模の区分

学級数	～ 6	7 ～ 11	12 ～ 24	25 ～ 30	31 ～
区 分	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模

(2) 中学校における学校規模の区分

学級数	～ 3	4 ～ 5	6 ～ 11	12 ～ 24	25 ～ 30	31 ～
区 分	過小規模	小規模	やや 小規模	適正規模	大規模	過大規模

2 学級数の基準

学級数については、現行の1学級あたりの児童生徒数の基準で推計しています。

学 年	人 数
小学1年生～中学2年生	35 人
中学3年生	40 人

※ 中学3年生は令和9年度以降について、1学級あたり35人で推計しています。

<複式学級>

複式学級とは、児童又は生徒数が一定の基準を下回る学校において、複数学年の児童又は生徒を同じ学級として編成する制度のことです。

複式学級となる愛知県の基準（小学校）

1・2年生	2学年の合計が7人以下
3年生以上	各2学年（3・4年生又は5・6年生）の合計が14人以下

3 対応の考え方

全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数の教員を配置するためには、小学校、中学校ともに、1学年に2学級以上あることが必要であると考えます。

過小規模	過小規模校を優先に、通学区域の変更や学校の統合などにより、適正規模の確保に努めるように検討します。
小規模	
やや小規模 (中学校のみ)	その推移を見守ることとし、必要に応じて通学区域の変更などを検討します。

Ⅱ 坂下中学校区でのこれまでの取組

令和7年2月

「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」の策定

本市の現状や児童生徒数推計などから、小中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方を示しています。

坂下、藤山台、高森台、石尾台、岩成台の中学校区にある学校を最優先に検討を進めることとしています。

令和7年4月

P T A 役員への説明・意見交換

坂下中学校、坂下小学校、西尾小学校、神屋小学校のP T A役員に対し、「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」を説明し、意見交換を行いました。

令和7年5月～7月

アンケート調査

保護者、児童生徒及び地域の方を対象にアンケートを実施しました。アンケートの結果は、学校ごとに集計したほか、中学校区ごとに整理し、公表しました。

令和7年9月～10月

第1回意見交換会

坂下中学校、坂下小学校、西尾小学校及び神屋小学校で、それぞれ保護者及び地域の方を対象に、坂下中学校区の小中学校の適正規模及び適正配置に向けた今後の方向性などについて、意見交換を行いました。

令和7年11月

第2回意見交換会

坂下中学校区全体で保護者及び地域の方を対象に、第1回意見交換会の意見などを踏まえ、坂下中学校区の学校統合に向けた本市の考え方及び今後の進め方を示し、意見交換を行いました。

令和8年6月

「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針」の策定

児童生徒数推計や意見交換会など、これまでの取組を踏まえ、坂下中学校区における学校統合に向けた方針を示しました。

令和8年6月～

坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会

坂下中学校区の保護者や地域の代表の方、学校関係者などで構成し、統合の必要性を含め、より具体的な内容について意見交換を行っています。

Ⅲ 児童生徒数推計

令和 22 年度では、中学校区内の全ての小学校が全学年で学級数が 1 学級の「過小規模」であると推定されます。令和 8 年度と令和 22 年度を比較すると、全ての小学校において児童数が減少すると推計しています。

1 坂下中学校 ※R13 から「やや小規模」で推移

学 年	R 8 (やや小)		R 9 (適正)		R 10 (適正)		R 11 (適正)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	105	3	123	4	130	4	112	4
2 年	128	4	106	4	124	4	131	4
3 年	108	3	129	4	107	4	125	4
合 計	341	10	358	12	361	12	368	12

2 坂下小学校 ※R12 から「小規模」で推移、R22 では「過小規模」であると推定

学 年	R 8 (適正)		R 9 (適正)		R 10 (適正)		R 11 (適正)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	50	2	49	2	43	2	53	2
2 年	67	2	50	2	49	2	43	2
3 年	61	2	67	2	50	2	49	2
4 年	69	2	61	2	67	2	50	2
5 年	78	3	69	2	61	2	67	2
6 年	82	3	78	3	69	2	61	2
合 計	407	14	374	13	339	12	323	12

3 西尾小学校 ※R 9 から一部の学年が、R22 では全ての学年が複式学級であると推定

学 年	R 8 (過小)		R 9 (過小)		R 10 (過小)		R 11 (過小)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	7	1	9	1	7	1	6	1
2 年	3	1	7	1	9	1	7	1
3 年	9	1	3	1	7	1	9	1
4 年	9	1	9		3		7	1
5 年	13	1	9	1	9	1	3	1
6 年	15	1	13	1	9	1	9	
合 計	56	6	50	5	44	5	41	5

4 神屋小学校 ※「過小規模」で推移

学 年	R 8 (過小)		R 9 (過小)		R 10 (過小)		R 11 (過小)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	27	1	31	1	31	1	17	1
2 年	19	1	27	1	31	1	31	1
3 年	25	1	19	1	27	1	31	1
4 年	22	1	25	1	19	1	27	1
5 年	35	1	22	1	25	1	19	1
6 年	24	1	35	1	22	1	25	1
合 計	152	6	159	6	155	6	150	6

「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針」からの変更点

- 1 推計の基準年度をR 7からR 8に変更し、中学校のR20まで、小学校のR14までをR 8の0歳から5歳までの年齢別人口に基づき推計しています。
- 2 R22について、基本方針では市が将来の人口動向を推計した「人口ビジョン」から推計していましたが、直近の児童生徒数の状況を反映させるため、中学校はR 8からR20まで、小学校はR 8からR14までの児童生徒数推計の推移に基づき、将来も同様な増減の傾向があると想定して推計しています。

R 12 (適正)		R 13 (やや小)		R 14 (やや小)	
生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
106	4	99	3	95	3
113	4	107	4	100	3
132	4	114	4	108	4
351	12	320	11	303	10

R 20 (やや小)	
生徒数	学級数
56	2
60	2
61	2
177	6

R 22 (やや小)	
生徒数	学級数
50	2
53	2
56	2
159	6

R 12 (小)		R 13 (小)		R 14 (小)	
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
33	1	37	2	38	2
53	2	33	1	37	2
43	2	53	2	33	1
49	2	43	2	53	2
50	2	49	2	43	2
67	2	50	2	49	2
295	11	265	11	253	11

R 22 (過小)	
児童数	学級数
18	1
20	1
21	1
24	1
25	1
27	1
135	6

R 12 (過小)		R 13 (過小)		R 14 (過小)	
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
7	1	1	1	4	1
6	1	7	1	1	
7	1	6	1	7	1
9	1	7		6	
7	1	9	1	7	1
3		7	1	9	1
39	5	37	5	34	4

R 22 (過小)	
児童数	学級数
3	1
2	
3	1
3	
3	1
4	
18	3

R 12 (過小)		R 13 (過小)		R 14 (過小)	
児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
21	1	22	1	14	1
17	1	21	1	22	1
31	1	17	1	21	1
31	1	31	1	17	1
27	1	31	1	31	1
19	1	27	1	31	1
146	6	149	6	136	6

R 22 (過小)	
児童数	学級数
18	1
19	1
19	1
19	1
22	1
21	1
118	6

Ⅳ 坂下中学校区における基本方針

令和8年6月に策定しました「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針」の方針部分を抜粋しています。

子どもたちにとって『より良い教育環境の実現』を図るため、これまでの取組を踏まえ、坂下中学校区における学校統合に向けた方針を示します。

方針1

坂下中学校区内での統合を検討します。

- (1) 坂下中学校は、現時点では他の中学校との統合はしないものの、今後の生徒数の推移を見守ることとします。
- (2) 小学校は、坂下小学校・西尾小学校・神屋小学校の3校の統合に向けて検討を進めます。

- ① 坂下中学校区は、隣接する中学校区と地形的な隔たりがあることや、春日井市に合併前の旧坂下町地区として地域のつながりがあることから、坂下中学校区内での統合を検討します。
- ② 坂下中学校については、生徒数は減少するものの、学校規模は「やや小規模」で推移すると推定されるため、その推移を見守ることとします。
- ③ 小学校については、令和22年度では、坂下小学校及び神屋小学校は全学年で学級数が1学級の「過小規模」であること、また、西尾小学校では全学年で複式学級が編成されることが推定されるため、3校の統合に向けて検討します。
- ④ 登下校については、バスの利用などの通学手段を検討します。

方針2

新しい学校が魅力ある学校となるように検討を進めます。

- ① 小中一貫教育や特色あるカリキュラムの導入など、子どもたちにとって、また、地域にとって、魅力ある学校となるように検討します。
- ② 学校と地域との連携や協働の取組を取り入れ、地域ならではの創意工夫を活かした魅力ある学校づくりを検討します。
- ③ 地域の方が利用することができるコミュニティスペースの設置など、地域の拠点としての学校づくりを検討します。

方針 3

保護者や地域の方、学校関係者と連携しながら、丁寧に検討を進めます。

- ① 保護者や地域の方、学校関係者の意向を尊重しながら、意見交換会などを通じてしっかりと議論を積み重ね、十分な理解や協力を得ながら検討を進めます。
- ② 保護者や地域の方に、検討状況や意見交換の内容などの情報を積極的に発信します。

坂下小学校、西尾小学校、神屋小学校の児童数推計の合計

学 年	R 8 (適正)		R 9 (適正)		R 10 (適正)		R 11 (適正)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	84	3	89	3	81	3	76	3
2 年	89	3	84	3	89	3	81	3
3 年	95	3	89	3	84	3	89	3
4 年	100	3	95	3	89	3	84	3
5 年	126	4	100	3	95	3	89	3
6 年	121	4	126	4	100	3	95	3
合 計	615	20	583	19	538	18	514	18

学 年	R 12 (適正)		R 13 (適正)		R 14 (適正)		R 22 (適正)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	61	2	60	2	56	2	39	2
2 年	76	3	61	2	60	2	41	2
3 年	81	3	76	3	61	2	43	2
4 年	89	3	81	3	76	3	46	2
5 年	84	3	89	3	81	3	50	2
6 年	89	3	84	3	89	3	52	2
合 計	480	17	451	16	423	15	271	12

※ このページは、製本の都合上、白紙のページとしています。

V 坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会

1 設置の目的

「坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会（以下、「懇談会」といいます。）」は、「坂下中学校区の学校統合に向けた基本方針」において、学校統合の必要性を含め、学校の設置場所、小中一貫教育制度、通学バスなどの具体的な内容について意見交換を行う会として位置づけています。

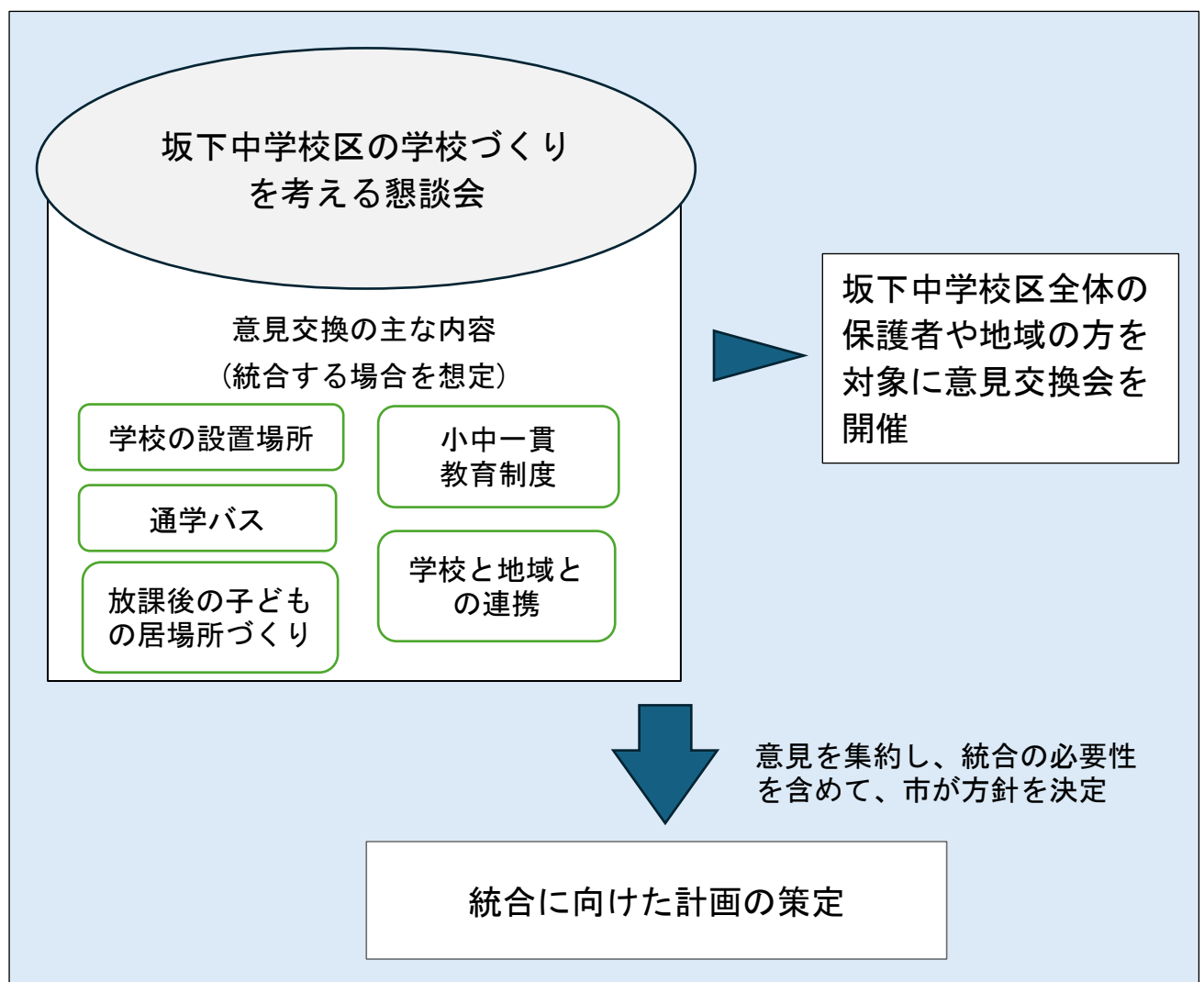
また、懇談会の状況に応じて、坂下中学校区の保護者や地域の方を対象とした意見交換会を開催します。

2 懇談会の構成員

坂下中学校区の各学校の保護者、保育園等の未就学児の保護者、地域の代表者、学校関係者等の合計 33 人で構成しています。

3 懇談会のスケジュール

令和 8 年 6 月から 12 月まで概ね月 1 回開催し、令和 8 年 12 月をめどに意見の集約を行っていきます。

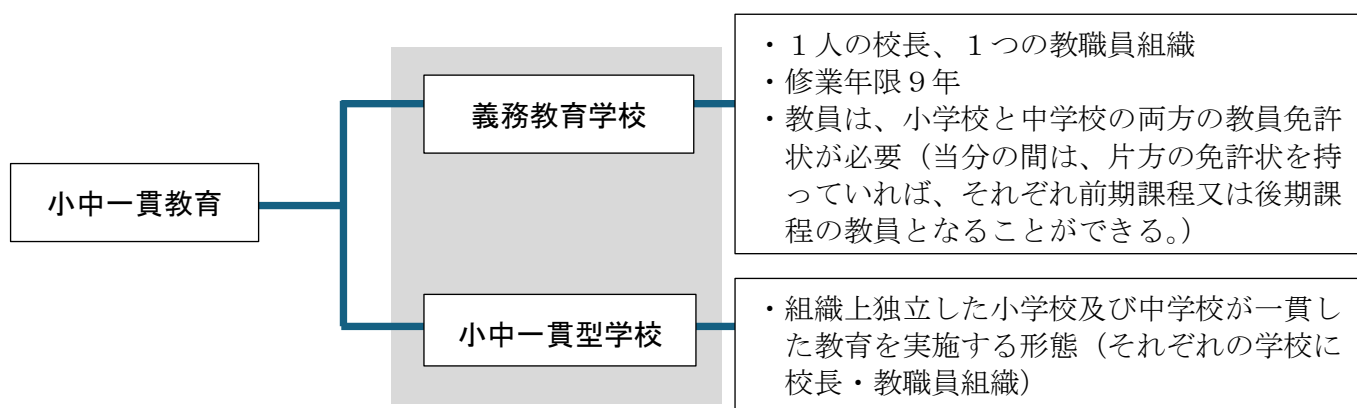


V 坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会 ～小中一貫教育制度～

1 小中一貫教育制度について

小中一貫教育を行う学校には、「義務教育学校」と「小中一貫型学校」の2つの形態があります。義務教育学校は、一人の校長の下で一つの教職員組織が9年間一貫した教育課程を編成し、教育を実施する形態です。小中一貫型学校は、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を実施する形態です。

また、義務教育学校、小中一貫型学校に共通する学校施設の形態として、同じ敷地内に学校施設がある「一体型」、学校施設の敷地が隣接している「隣接型」、学校施設の敷地が距離的に離れている「分離型」があります。



学校施設の形態（「義務教育学校」、「小中一貫型学校」に共通する設置場所に関すること）

- (1) 一体型（同じ敷地内に学校施設があること）
- (2) 隣接型（学校施設の敷地が隣接していること）
- (3) 分離型（学校施設の敷地が距離的に離れていること）

2 小中一貫教育が求められる背景

(1) 教育内容や学習活動の量的・質的充実

学習指導要領において、9年間を見通した教育課程の編成の必要性等が強調されています。

(2) 子どもの発達の早期化等に係る現象

小学校高学年の身体的発達の早期化や自己肯定感の低下等に対応する必要があります。

(3) いわゆる「中1ギャップ」

中学校への進学の際の新しい環境への不適応について対策を講じる必要があります。

(4) 社会性育成機能の強化の必要性

地域コミュニティの変化やネットの普及等により人との関わりが減っており、社会性育成のニーズが高まっています。

(5) 学校現場の課題の多様化・複雑化

多様化・複雑化する課題を、中学校区単位で取り組み、充実させる必要があります。

3 小中一貫教育におけるメリット・デメリット

メリット
・9年間を見通した教育を行うことで、児童生徒の発達段階に応じた継続的な指導を行うことができる。 ・中学校教員が小学校の授業に関わることで、中学校教員の専門性を活かした指導を行うことができる。 ・異学年交流を行うことによって、下級学年への思いやり、上級学年へのあこがれなどが醸成され、精神的な発達や社会性の育成の効果が期待できる。 ・中学校進学の際の環境変化を緩和することができ、中1ギャップの解消になる。 ・教職員間で児童生徒の情報を共有しやすく、保護者との連携もスムーズになる。

デメリット
・人間関係が9年間固定化しやすい。 ・小学校高学年のリーダーシップや自主性を養う機会が少なくなる。 ・小1と中3では発達段階に大きな差があり、交流に課題が残る。 ・9年間を見越した一貫カリキュラムの編成には、相当な準備期間と専門性が必要。

4 学校施設の形態ごとのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
一体型 (同じ敷地)	・小・中学校の教員が行き来しやすく連携の質が高まる。 ・異学年交流が日常的に可能となる。	・子どもの発達段階が大きく異なるため、運動場など学校施設の利用などについて配慮が必要。
分離型 (別々の敷地)	・小学校、中学校がそれぞれ別々に設置されていることから、小学生、中学生らしい環境で生活ができる。	・教員の連携や、小学生、中学生間の交流に負担が大きい。 ・合同行事を実施する際に学校間の移動や安全面に課題がある。

※ 坂下中学校区では「隣接型」は想定されないため、記載を省略しています。

5 県内自治体導入実績

(1) 義務教育学校

西尾市：佐久島しおさい学校（一体型）

飛島村：飛島学園（一体型）

(2) 小中一貫型学校

名古屋市：笹島小・中学校（一体型）

瀬戸市：にじの丘学園（一体型）、光陵学園みつば小学校・光陵中学校（分離型）

日進市：竹の山小学校・日進北中学校（一体型）

V 坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会 ～通学バス～

1 通学バスの導入について

統合する場合、通学区域が広域化し通学距離や通学時間が長くなることに伴い、子どもたちの登下校時の安全確保、疲労への配慮、放課後の遊びの時間や家庭学習の時間の減少などの課題が考えられます。これらの課題に対応するため、通学バスの導入について検討します。

2 通学距離の考え方

本市の「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方（令和7年2月）」では、「小学校は1.5 km、中学校は2 kmまでを標準とするが、徒歩のほか、自転車やバスでの通学も考慮し、小学校は4 km、中学校は6 kmまでを可能とする。」としています。

（参考）

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月）」では、「小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を通学距離として捉えることが一般的になっています。」としています。

3 坂下中学校区の意見交換会及び「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針」に対するパブリックコメントにおける意見

- ・通学バスはどのような運用形態になるのか。
- ・統合には賛成だが、子どもの通学距離が遠くなることが心配。バス利用の対象者の範囲など具体的なことは決まっているか。
- ・通学距離に加えて、下校時間なども考慮しないとイケない。学年別の下校時間など様々だと思うので、丁寧に考えてほしい。
- ・バス通学では時間に制約が生じ、十分に遊ぶ時間がなくなってしまう。

4 通学バスの検討事項

- (1) バスの運用形態について
路線バスの利用、スクールバスの導入（市の直接運営、外部委託）
- (2) バス利用対象の範囲について
- (3) 登下校時の運行本数や台数について
- (4) 乗降場所について
乗降時や待機時の安全確保、バス停の場所
- (5) 利用者負担について

5 近隣自治体の事例

(1) 瀬戸市 にじの丘学園（令和2年4月開校）

- 1 バスの運用形態
名鉄バス（大型・路線バス） 定員 70 人程
- 2 運行台数
登校：6 分に 1 便程度。通学班がどの便に乗るか決まっている。
下校：登校時のように調整していない。一斉下校時は臨時便を出す場合あり。
臨時便は費用面を含めて名鉄バスと協議している。
- 3 対象エリアの基準
明確な基準はない。学校に近すぎる子にはバスを使用しないように保護者には連絡している。また、毎年バスの利用についてアンケートを行っており、バスの利用について学校と保護者で調整している。
- 4 バス停
既存のバス路線を使用。学校の統合にあわせて、乗降環境の整備を実施した。
- 5 利用者負担
市に月額 500 円（年額 6,000 円）支払い、定期券を受領し利用する。
※ 定期券代との差額は、市が名鉄バスに支払いをしている。

(2) 小牧市 桃花台東小学校、桃花台西小学校（令和9年4月開校予定）

- 1 バスの形態
マイクロバス（貸し切り）定員 28 名 5～6 台程度（2 校合計）
- 2 運行本数
登校時 1 便、下校時最大 3 便
- 3 対象エリアの基準
学校からの実際距離で 2 km 程度を目安とし、学校再編に伴い通学距離が遠距離になる地域を中心に地形や道路によりエリアを定める。
- 4 バス停
児童等が安全に待機や乗降ができる地域の会館や公共用地等を指定する予定。
- 5 利用者負担
児童は無料で利用できる予定。

(3) 鈴鹿市 天栄小学校（令和8年4月開校）

- 1 バスの形態
バス（貸し切り） 中型 2 台（定員 43 名）、マイクロバス 2 台（定員 28 名）
- 2 運行本数
登校時 4 便、下校時 8 便
- 3 対象エリアの基準
学校再編に伴い、通学先が変更となり、自宅から新たな通学先までの通学距離が 2 km 以上の児童をスクールバスの利用対象者とする。
- 4 バス停
児童等が安全に待機や乗降ができる地域の会館や公共用地等を指定している。
- 5 利用者負担
児童は無料で利用できる。

V 坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会 ～検討状況～

1 第1回懇談会（6月19日開催）

本市から統合する場合の学校の設置場所案として、次の2つの考え方をもとに、A案からF案の6つの案を示しました。また、6つの案ごとに「敷地面積」、「通学バス利用者の推定」、「防災」、「学校敷地拡張の可能性」などの項目に対するそれぞれの状況を示しました。

【考え方①】中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。

候補地 A案：坂下小学校 B案：神屋小学校 C案：西尾小学校

【考え方②】中学校と小学校を同一敷地内に設置する。

候補地 D案：坂下中学校 E案：神屋小学校 F案：西尾小学校

※ 小中一貫型教育制度については、考え方①では、小学校と中学校の学校施設の敷地が距離的に離れている「分離型」、考え方②では、同じ敷地内に小学校と中学校の学校施設がある「一体型」の導入が可能です。

2 第2回懇談会（7月15日開催）

懇談会の構成員がA～Eの5グループに分かれ、統合する場合の学校の設置場所について議論しました。各グループからは小中一貫教育制度を導入することを前提に、候補地案の中から次のとおり坂下中学校、神屋小学校、坂下小学校が適しているという意見が出されました。

小中一貫教育制度		
施設の形態	分離型	一体型
Aグループ	—	坂下中学校（D案）
Bグループ	坂下小学校（A案）	坂下中学校（D案）
Cグループ	神屋小学校（B案）	—
Dグループ	神屋小学校（B案）	—
Eグループ	—	坂下中学校（D案）、神屋小学校（E案）

【Aグループ】

小中一貫教育については、将来的に子どもの人数が減っていくことを考えると一体型にした方がよいという意見になった。その中で、F案（西尾小学校）は土地のことから難しいと考え、D案（坂下中学校）とE案（神屋小学校）の比較から、D案の坂下中学校が最もよいという意見になった。

【Bグループ】

交通の便を考えると、神屋小学校の付近は道路が狭く、通学バスを運用するには非常に危険が伴う。また、歩いて通学する子どもたちも非常に危険である。道を広げることもしろいろなリスクがあると思う。

西尾小学校も周辺の道路が狭い。土地の買収はできなくはないと思う。

坂下小学校は敷地が狭いという話があったが、一体的な敷地とはならないかもしれないが学校敷地の拡張の余地はあると思う。また、面している道路が広く、バスの運用に際して利便性が高い。何十年後に人口が増えたときに、もう一度小学校をつくらないといけないということがあり得るならば、分離型がよいと思う。

一体型にするのであれば、坂下中学校がよい。坂下中学校周辺の土地を広げることは可能だと思う。

【Cグループ】

結論としてはB案の神屋小学校である。

分離型であれば、小学校と中学校の学校生活を分けてしっかりと子どもたちを育てることができると考えている。神屋小学校であれば、坂下中学校との連携も取りやすい。

また、整備中の学校運営を考える場合、神屋小学校であれば、現在の空き教室で対応できるのではないかなと思う。それでも教室数が不足しプレハブ棟を建設する場合でも、グラウンドの広さを十分確保でき、教育上円滑に運営ができると考えている。

【Dグループ】

神屋小学校の敷地が広いことや、分離型にすることで必要な費用が抑えられること、近くに保育園があることもよいという意見があった。周辺道路が狭いことはデメリットだが、通行のルールを決めれば大丈夫ではないかなという意見もあった。

結論としてはB案（神屋小学校）がよい。

【Eグループ】

魅力ある学校づくりを一番に考えたいと思っており、小中一貫教育制度は分離型ではなく一体型がよい。坂下中学校または神屋小学校がよい。

また、小学校を統合すれば必ず通学バスが必要になってくるので、バスの運行に必要な敷地を確保しなければならない。安全に運行できる敷地を確保するなら、坂下中学校または神屋小学校がよいと思う。神屋小学校の敷地については、周辺道路が狭い代わりに、敷地内にバスのロータリーなどを作ることはできないかなという意見もあった。

3 第3回懇談会（8月24日開催）

第1回、第2回懇談会の議論を踏まえ、小中一貫教育制度や学校の設置場所について、本市の考え方を示しました。

VI 本市の考え方

1 小中一貫教育制度について

(1) 小中一貫教育制度の導入について

小中一貫教育は、児童生徒の発達段階に応じた継続的な指導を行うことができることや、異学年交流による子どもたちの精神的な発達や社会性の育成、中一ギャップの解消などといった様々なメリットがあることから、**小中一貫教育制度の導入**が望ましいと考えます。

(2) 学校施設の形態について

一体型と分離型を比較した場合、次のようなより高い効果が見込まれることから、学校施設の形態は**一体型**が望ましいと考えます。

ア 行事のみではなく普段の学校生活を通して、日常的に異学年交流ができます。

イ 子どもたちにとって、小学校から中学校へ進学する際の環境の急激な変化がなく、慣れ親しんだ環境で9年間の生活ができることから、中一ギャップの解消や軽減につながります。

ウ 物理的な移動距離がないことで、小学校と中学校の教職員の往来や合同行事の運営において時間的なロスが最小化されるなど、連携の質が高まります。

エ 学校施設の建設費及び維持管理費において、費用の縮減が期待できます。

(ア) 建設費

一体型（小学校と中学校を新設）の方が、分離型（小学校を新設、中学校を大規模改修）よりも費用の縮減が見込まれます。

(イ) 維持管理費

異なる場所で2つの学校施設を維持することに比べ、同一敷地内に小学校と中学校を設置することで、施設設備の一部を共有・集約できるため、長期的に運営コストや更新コストの効率化が期待できます。

一体型の小中一貫教育制度を導入します。

2 学校の設置場所について

学校の設置場所については、一体型の小中一貫教育制度の導入を踏まえ、次のとおり多角的な視点から総合的に判断した結果、**坂下中学校の敷地**が適していると考えます。

(1) 子どもたちにとって安全安心な環境

ア 通学バスの運用

県道 508 号（内津勝川線）や市道 6637 号（中学校西側 幅員 5 m）の幅員の広い道路に接道しており、通学バスが運行しやすく、安全に通学することができます。

イ 防災

既存の敷地は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に指定されておらず、安全に過ごすことができます。

(2) 坂下地区における立地

坂下地区の主要道路である県道 508 号に面しており、地区の概ね中央に位置しています。

(3) 整備中及び整備後における安定した学校運営の継続

新校舎の建設は、現校舎を使用しながら現在のグラウンドに整備することを想定しています。隣接する土地を取得することで整備期間中の代替グラウンドを確保し、教育活動への影響を最小限に抑えるとともに、整備後の小中学校の一体的な運営に十分な広さの敷地を確保することができます。

坂下中学校の敷地に、小学校 3 校を統合した新しい小学校と中学校を新設します。

3 用地の取得について

新しい学校を整備するため、既存の坂下中学校の敷地を活用するとともに、隣接する用地の取得を進めます。

ただし、土地の所有者のご意向により、計画の見直しが必要になる場合があります。

(1) 用地取得の範囲（太枠内）

9,313 m²

(2) 現状

坂下中学校	
敷地面積	23,874 m ²
建物面積	10,059 m ²
運動場面積	12,930 m ²
その他面積	885 m ²

(3) 用地取得後の敷地面積

33,187 m²

(4) 現在の状況

地権者の方を訪問し、事業内容を説明するとともに、用地売却の意向を確認しています。



4 開校までのスケジュール案

用地の取得をはじめ、敷地を整える造成工事や校舎等の建築を進め、令和15年度または令和16年度の開校を目標に進めていきます。

ただし、本スケジュール案は現時点での想定であり、用地取得の交渉状況や計画の見直し、工事の進捗状況などにより、変更が生じる場合があります。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 令和9年度 | 用地の取得 |
| (2) 令和10年度～11年度 | 土地の造成、校舎等の設計 |
| (3) 令和12年度～15年度 | 校舎等の工事 |
| (4) 令和15年度または16年度 | 開校 |

5 その他

西尾小学校については、令和9年度以降、複式学級が想定されるため、小学校3校統合を待たずに神屋小学校と先行して統合することも考えられます。

【参考】 今後の懇談会、意見交換会の予定

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| (1) 令和8年10月30日（金）午後1時30分～午後3時30分 | 第4回坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会 |
| ア 主な内容 | 通学バス |
| イ 場所 | ハーモニー春日井 ホール |
| (2) 令和8年11月下旬 | 第5回坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会 |
| ア 主な内容 | 統合に向けた計画（案）について |
| (3) 令和8年12月上旬 | 坂下中学校区全体を対象とした意見交換会 |
| ア 主な内容 | 統合に向けた計画（案）について |

坂下中学校区 学校の設置場所（案）比較表

区分	【考え方①】中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。			【考え方②】中学校と小学校を同一敷地内に設置する。		
候補地	【A案】坂下小学校	【B案】神屋小学校	【C案】西尾小学校	【D案】坂下中学校	【E案】神屋小学校	【F案】西尾小学校
検討案の概要	(1) 坂下中学校は、現在の場所のまま運営する。 (2) 坂下小学校の敷地に小学校3校を統合した学校を設置する。			(1) 坂下中学校の敷地に坂下中学校と小学校3校を統合した学校を設置する。		
位置図						
周辺地図						
敷地面積	敷地面積	19,663 m ²	敷地面積	22,186 m ²	敷地面積	14,757 m ²
	校舎面積	5,438 m ²	校舎面積	9,285 m ²	校舎面積	7,587 m ²
	運動場面積	7,099 m ²	運動場面積	12,022 m ²	運動場面積	4,731 m ²
	体育館面積	758 m ²	体育館面積	712 m ²	体育館面積	712 m ²
	※借地を含む (2,300 m ²)					
周辺道路	・県道 508 号（内津勝川線）と接道 ・市道 137 号（白山線）幅員 19.4mと接道	学校周辺の車道幅員 〔 宮南橋 4.5m 神屋保育園前 4.5m 〕	学校周辺の車道幅員 〔 県道からの進入路 3.5m 国道からの進入路 2m 〕	・県道 508 号（内津勝川線）と接道 ・市道 6637 号（中学校西側）幅員 5mと接道	学校周辺の車道幅員 〔 宮南橋 4.5m 神屋保育園前 4.5m 〕	学校周辺の車道幅員 〔 県道からの進入路 3.5m 国道からの進入路 2m 〕

区分	【考え方①】中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。			【考え方②】中学校と小学校を同一敷地内に設置する。		
候補地	【A案】坂下小学校	【B案】神屋小学校	【C案】西尾小学校	【D案】坂下中学校	【E案】神屋小学校	【F案】西尾小学校
候補地の位置	市街化区域に近く、坂下地区の人口分布の多い地域に位置しており、地区の主要道路に面している。	住宅地と農地が混在した地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の人口分布の少ない地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の概ね中央に位置し、地区の主要道路に面している。	住宅地と農地が混在した地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の人口分布の少ない地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。
現在の敷地面積	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	運動場面積が不足する。
通学バス	幅員の広い道路に面しており、通学バスの乗入れが容易。 通学バスは、中学校区の北方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 23%と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れに注意が必要。 通学バスは、中学校区の北及び南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 38%と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れが困難。 通学バスは、中学校区の南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 91%と推定される。	幅員の広い道路に面しており、通学バスの乗入れが容易。 通学バスは、中学校区の北及び南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 53%と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れに注意が必要。 通学バスは、中学校区の北方向、南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 38%と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れが困難。 通学バスは、中学校区の南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 91%と推定される。
小中一貫教育	分離型の導入が可能。	分離型の導入が可能。	分離型の導入が可能。	一体型の導入が可能。	一体型の導入が可能。	一体型の導入が可能。
防災	内津川の浸水想定区域であり、敷地東側は土砂災害警戒区域（一部は特別警戒区域）に指定。	内津川の浸水想定区域に該当。	特になし。	特になし。	内津川の浸水想定区域に該当。	特になし。
整備中の学校運営	☐ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☐ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う	☒ 支障なし ☐ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う	☐ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う	☐ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☐ 一時的に別の中学校に通う	☐ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う ※「一時的に別の小学校に通う」場合でも、整備後の敷地面積から敷地の拡張が必要。	☐ 支障なし ☒ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☒ 学校敷地を拡張する ☒ 一時的に別の小学校に通う ※ 現在の運動場面積は基準と比較し不足しているため、敷地の拡張が必要。
学校敷地拡張の可能性	隣接地の状況から、学校敷地の拡張は困難。	拡張は可能だが、必要性はない。 ＜参考＞ 小学校南側 最大 約 18,000 m ² 取得後の合計 約 40,186 m ²	小学校北側 最大 約 13,000 m ² 取得後の合計 約 27,757 m ² ※ 隣接する土地であるが、道路を挟んでいる。	①中学校南側 最大約 13,000 m ² 取得後の合計 約 36,874 m ² ※ 農地中間管理機構関連農地整備事業について、神屋水利組合と調整が必要。 ②中学校北側 最大 約 4,200 m ² 取得後の合計 約 28,074 m ²	小学校南側 最大 約 18,000 m ² 取得後の合計 約 40,186 m ²	小学校北側 最大 約 13,000 m ² 取得後の合計 約 27,757 m ² ※ 隣接する土地であるが、道路を挟んでいる。
整備期間（想定）	学校施設整備 5年	学校施設整備 5年	学校施設整備 5年 ※ 用地取得をする場合は、測量等を含め、3年程度の期間が必要。 ※ 用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。	学校施設整備 5年 用地取得（測量等を含む） 3年 ※ 用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。 ※ 神屋地下堰堤に配慮が必要。	学校施設整備 5年 用地取得（測量等を含む） 3年 ※ 用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。	学校施設整備 5年 用地取得（測量等を含む） 3年 ※ 用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。
整備費用（参考）	学校施設整備 55 億円 坂下中学校大規模改修 30 億円 合計 85 億円	学校施設整備 55 億円 坂下中学校大規模改修 30 億円 合計 85 億円	学校施設整備 55 億円 坂下中学校大規模改修 30 億円 合計 85 億円 ※ 用地を取得する場合は、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備 75 億円 坂下中学校大規模改修 - 円 合計 75 億円 ※ 用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備 75 億円 坂下中学校大規模改修 - 円 合計 75 億円 ※ 用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備 75 億円 坂下中学校大規模改修 - 円 合計 75 億円 ※ 用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。